

運営上の留意点について

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

令和8年9月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

- 1 運営指導における主な指摘事項について
 - 2 業務継続計画について
 - 3 令和6年度改定内容について（資料のみ）
-

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月1日老企第36号)

☆勤務体制の確保等

■勤務表について、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を記載した勤務表を作成すること。

（条例第244条及び第257条で準用する第107条、予防条例第213条及び第227条で準用する第83条）

事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員については、**日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確**にする必要があります。ただし、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の指定を受けている場合は、各サービスごとに勤務時間を分ける必要はありません。

☆勤続体制の確保等

■職場におけるハラスメントにより従業員の就労環境が害されることを防止するため、以下の措置を講じること。

①職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

②相談のための窓口を定め、従業員に周知すること。

（条例第244条及び第257条で準用する第107条、予防条例第213条及び第227条で準用する第83条）

ハラスメントの相談窓口は、事業所内に掲示するなどして周知してください。

☆衛生管理等

■感染症の予防及びまん延の防止のために以下の措置を講じること。

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成すること。

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を行うこと。

（条例第241条、条例第257条で準用する第32条、予防条例第210条、予防条例第227条で準用する第27条）

委員会については、議事録を従業者に回覧するなどして、周知したことが分かるように記録を残してください。研修・訓練について、開催した場合は開催した日時、内容、参加者、資料等を記録に残してください。

☆業務継続計画の策定等

■感染症や非常災害時における業務継続計画を策定し、以下の必要な措置を講じること。

- ① 業務継続計画に従業者へ周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（条例第244条及び第257条で準用する第31条の2、予防条例第213条及び第227条で準用する第26条の2）

業務継続計画について、必要な研修及び訓練が実施できていない事業所がありました。研修と訓練についてそれぞれ年1回以上の実施が必要です。

☆業務継続計画未策定減算

■感染症若しくは災害時における業務継続計画が未策定の場合は、業務継続計画未策定減算を適用すること。

（老企第36号第2の9（2））

感染症及び災害に係る業務継続計画が未策定の場合は、その事実が発生した翌月（事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から業務継続計画が策定された月まで、業務継続計画未実施減算が適用されます。当該減算は令和7年4月1日から適用されることから、現時点で未策定の業務継続計画がある場合は、令和7年4月1日に遡って減算が適用されます。※福祉用具貸与のみ

☆虐待の防止

■虐待防止のための対策として以下の措置を講じること。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ②従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的を実施すること。
- ③虐待の防止のための指針を整備すること。
- ④虐待防止措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

（条例第244条及び第257条で準用する第39条の2、予防条例第213条及び第227条で準用する第34条の2）

委員会については、議事録を従業者に回覧するなどして、周知したことが分かるように記録を残してください。研修について、開催した場合は開催した日時、内容、参加者、資料等を記録に残してください。

☆高齢者虐待防止措置未実施減算

■虐待防止のための対策としての措置が一つでも講じられていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算を適用すること。

（老企第36号第2の9（1））

※令和9年3月31日までは適用しない。

いずれかの事実が生じた場合、速やかに改善計画を鳥取市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を鳥取市に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、減算が適用されます。※福祉用具貸与のみ。遡及して適用されません。

各種委員会・研修及び訓練について①

令和6年度から義務化された委員会や研修会・訓練について、実施はされているが**その記録が不十分**なものが見受けられました。

委員会と研修及び訓練を同日に実施することは差し支えありませんが、**それぞれの委員会、研修及び訓練の内容が明確にわかる**ように記録してください。

(委員会・研修の記録で残すべき内容)

開催日時、参加者、議事録、研修資料、欠席者等への周知方法が分かるもの



各種委員会・研修及び訓練について②

	委員会	研修	訓練	備考
虐待防止	年1回以上	年1回以上	—	
感染症予防及びまん延防止	年2回以上 (6月に1回以上)	年1回以上	年1回以上	
BCP	—	年1回以上 (感染症・災害それぞれ)	年1回以上 (感染症・災害それぞれ)	感染症BCPの研修および訓練は、感染症予防及びまん延防止と一体的に実施可

☆福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取扱方針

■身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、及び一時性の3つの要件を全て満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。

（条例第236条第6号、同条第7号、条例第254条第6号及び同条第7号、予防条例第215条第8号、同条第9号、予防条例第229条第7号及び同条第8号）

やむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体的拘束の3要件を全て満たすことを慎重に確認した記録、利用者の心身の状況を記録した上で行うようにしてください。

☆計画の作成

■福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画について、作成されていない期間があった。利用する福祉用具に変更がなくても、定期的にモニタリングを行い、その結果を踏まえ計画を見直すこと。また、計画に記載した目標の達成状況の確認を行うこと。

（条例第237条第2項、条例第255条、予防条例第216条、予防条例第230条）

福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画については、モニタリングにより状況の確認を行い、その結果を踏まえ計画を見直してください。その際には計画に記載している目標の達成状況の確認も行ってください。

☆計画の作成

■居宅介護支援事業所から居宅サービス計画書が交付されていることが確認できないにも関わらず、サービスを提供し給付管理をしているものがあつた。居宅サービス計画書が交付されているか確認し、その結果を指導監査室に報告すること。その結果、居宅サービス計画がない期間があつた場合は、過誤調整の上、償還払いを行うこと。

（条例第237条第2項、条例第255条第2項、予防条例216条第2項、予防条例第230条第2項）

居宅サービス計画書に保険給付を受けるサービスの位置づけがされてない場合、利用者は法定代理受領を受けることはできませんので、居宅サービス計画書が居宅介護支援事業所から交付されてるか確認した上で、サービス提供をしてください。

☆計画の作成

■福祉用具貸与と特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害される恐れがあることから、適切に検討すること。

■福祉用具の使用頻度や目的等、利用者の心身の状況等を適切に把握した上で、介護保険給付対象であるか否かを検討し、福祉用具サービス計画書を作成すること。

■交付されている居宅サービス計画書に同意がないものがあったため、同意のある計画書の交付を受けること。また、居宅サービス計画書原案がいくつか保管されているものがあったため、最終的に決定した居宅サービス計画書が分かるように保管しておくこと。

- 1 運営指導における主な指摘事項について
 - 2 業務継続計画について
 - 3 令和6年度改定内容について（資料のみ）
-

☆業務継続計画とは

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して福祉用具貸与・特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、策定するもの。

☆業務継続計画に記載すべき項目

感染症

- ①平時からの備え（体制構築・整備、感染防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等）
- ②初動対応
- ③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

☆業務継続計画に記載すべき項目

災害

- ①平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等
- ③他施設及び地域との連携

☆福祉用具特有の確認ポイント

- ①感染症が発生した場合の報告ルールの確認（感染症）
（利用者宅で発生した場合、事業所で発生した場合）
- ②優先対応リストの整備（感染症・災害）
- ③メーカー・卸の緊急連絡先の整備（感染症・災害）
- ④倉庫のハザードリスクの確認・対策（災害）
- ⑤他事業者でのサービス提供（感染症・災害）

☆研修・訓練について

国の解釈通知より

研修…感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うもの。

訓練…訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業者内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等

☆研修例

（共通）

- 事業所のBCPの説明（内容の共有）

（感染症）

- 感染症の種類、特徴
- 感染症が発生した場合のフロー・手順
- 感染状況の記録作成

（災害）

- 災害発生時の優先業務の考え方
- インフラが止まった場合の対応
- 災害発生時の利用者の情報持ち出しの方法

☆訓練例

（感染症）

- 感染症の利用者宅訪問
- 感染症が発生した場合の連絡方法や内容の実践訓練

（災害）

- 職員参集訓練
- 対策本部設置訓練
- 災害発生から復旧までの机上訓練（電気が使用できない場合など、インフラが整わない状況を想定）
- 利用者や職員の安否確認訓練

- 1 運営指導における主な指摘事項について
 - 2 業務継続計画について
 - 3 令和6年度改定内容について（資料のみ）
-

5. (1)福祉用具貸与

改定事項

- ① 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ② 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ③ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ④ 1(8)①一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入★
- ⑤ 1(8)②モニタリング実施時期の明確化★
- ⑥ 1(8)③モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付
- ⑦ 1(8)④福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑩ 5③特別地域加算の対象地域の見直し



1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行>
なし

<改定後>

業務継続計画未実施減算
施設・居住系サービス
その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

令和7年3月31日までの間、業務継続計画未作成の場合、
運営基準違反ではあるが減算ではない

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。



1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>
なし

<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (8) ② モニタリング実施時期の明確化

概要

【福祉用具貸与★】

- 福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。【省令改正】

基準

<現行>

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

<改定後>

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

1. (8) ① 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

概要

【福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。【告示改正】
- 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。
 - ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員（※）が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。【省令改正、通知改正】
 - ※ 介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知を改正。
 - イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。【省令改正】
 - ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。【省令改正】

【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

- 選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。
 - ・ 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
 - ・ 利用者の選択に当たって必要な情報の提供
 - ・ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案



【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等】

- <貸与後>
 - ・ 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討
- <販売後>
 - ・ 特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
 - ・ 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
 - ・ 商品不具合時の連絡先を情報提供





1. (8) ③ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

概要

【福祉用具貸与】

- 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。【省令改正】

基準

<現行>

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

<改定後>

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

※ 介護予防福祉用具貸与に同趣旨の規定あり

【省令抜粋】

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。
ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

1. (8) ④ 福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応

概要

【福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★】

- 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会において取りまとめられた対応の方向性を踏まえ、福祉用具の安全利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化の観点から、福祉用具に係る事故情報のインターネット公表、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し、介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しや自治体向けの点検マニュアルの作成等の対応を行う。

算定要件等

- 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会において、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題について検討を行い、対応の方向性が取りまとめられた。これを踏まえ、必要な対応を行う。

<介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会取りまとめ（概要）>

- 安全な利用の促進
 - ・ 福祉用具貸与事業所向けの「事故報告様式」及び「利用安全の手引き」の活用促進
 - ・ 福祉用具の事故及びヒヤリ・ハット情報に関するインターネット上での公表 等
- サービスの質の向上
 - ・ 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し
 - ・ 現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修機会及びPDCAの適切な実践に関する周知徹底 等
- 給付の適正化
 - ・ 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」の見直し（新たな福祉用具の追加、医療職を含む多職種や自治体職員等の幅広い関係者で共有できる内容とする観点からの見直し）
 - ・ 自治体職員等によるチェック体制の充実・強化を図るための自治体向け点検マニュアルの作成 等

3.(2)① テレワークの取扱い

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★を除く。）】
○ 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】	

5. ② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

概要

【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】

基準

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に15/100を乗じた単位数
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に10/100を乗じた単位数
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に5/100を乗じた単位数

※1：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、**過疎地域**等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

※2：①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤**過疎地域**

※3：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨**過疎地域**、⑩沖縄の離島

- 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）及び厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）の規定を以下のように改正する。

< 現行 >

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二十九条第一項に規定する過疎地域

< 改定後 >

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二十九条第二項により告示された過疎地域

5. ③ 特別地域加算の対象地域の見直し

概要	【訪問系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】
○ 過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるものについて、前回の改正以降、新たに加除する必要が生じた地域において、都道府県及び市町村から加除の必要性等を聴取した上で、見直しを行う。	

ご清聴ありがとうございました